

4月は統一地方選挙

みんなで
投票さ
行こう！



【県議会議員一般選挙】 ■告示日3月31日(金) 投票日4月9日(日)

【市議会議員一般選挙】 ■告示日4月16日(日) 投票日4月23日(日)

■投票時間 午前7時～午後8時(河辺・雄和は午後7時まで)

問い合わせ▶秋田市選挙管理委員会事務局☎(888)5786 広報ID番号▶1036063

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

秋田県議会議員選挙

【秋田市で投票できるかた】

平成17年4月10日以前に生まれ、
令和4年12月30日までに秋田市に
住民登録をして、引き続き3か月
以上市内に住んでいるかた

◆令和4年12月31日以降に、

秋田市へ転入してきたかた

▼県内から転入⇨前に住んでいた市町
村での投票になります

*前の居住地から投票用紙を送ってもらい、
秋田市で不在者投票することもできます。
前の居住地の選挙管理委員会にお問い合わせ
ください。投票用紙の請求用紙は市選挙
管理委員会にもあります。

▼県外から転入⇨投票できません

◆令和4年12月9日以降に、

秋田市外へ転出したかた

▼県内へ転出⇨秋田市の選挙人名簿に
登録されているかたは、秋田市で投
票できます。ただし、すでに転出先
の選挙人名簿に登録されている場合
は、転出先での投票になります

*「秋田市から転出」したかたが投票する際
は、「引き続き県内に住所を有する旨の証
明書」または「引き続き県内に住所を有する
確認が必要です。」証明書は、各市町村
の住民票担当窓口で無料で発行します。

▼県外へ転出⇨投票できません

秋田市議会議員選挙

【秋田市で投票できるかた】

平成17年4月24日以前に生まれ、
令和5年1月15日までに秋田市に
住民登録をして、引き続き投票日
まで市内に住んでいるかた

▼秋田市から転出したかたは投票できま
せん

次の日程以降に市内で転居の届出
をしたかたは、転居前の住所地の
投票所での投票となります

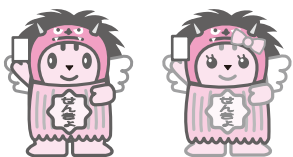
▼県議…3月11日以降

▼市議…4月1日以降

投票所入場券

投票所入場券は郵便でお届け
します。紛失しても投票でき
ますので、運転免許証などの
身分証明書をお持ちの上、投
票所受付でお話してください。

入場券の色は県議選が黄色、
市議選が緑色



期日前投票

投票日当日の投票が無理な場合は、告
示日翌日から投票期日前日までの間、期日
前投票ができます。

◆期日前投票期間

県議…4月1日(土)～8日(土)

市議…4月17日(月)～22日(土)

*4月1日(土)は、市役所1階市民ホールのみ。

◆期日前投票所と投票時間

あらかじめ、入場券裏面の「宣誓書」に
必要事項を記入してお持ちください。

▼市役所1階市民ホール

⇨午前8時30分～午後8時

▼西部市民サービスセンター

⇨午前8時30分～午後6時

▼北部市民サービスセンター

⇨午前8時30分～午後6時

▼河辺市民サービスセンター

⇨午前8時30分～午後5時

▼雄和市民サービスセンター

⇨午前8時30分～午後5時

▼岩見三内連絡所・大正寺連絡所

⇨午前8時30分～午後5時

▼秋田駅西口ぼほろーど・イオンモール秋

田2階⇨午前10時～午後8時

▼秋田大学手形キャンパス学生会館2階

(4月4日(火)・19日(水)のみ開設)

⇨午前11時～午後5時

投票所での新型コロナウイルス感染症対
策の実施にご協力ください



包括外部監査の結果報告

令和4年度の監査テーマ

補助金、負担金および交付金の財務に関する事務の執行について

2月10日、公認会計士で市の監査人である吉岡順子さんから、令和4年度包括外部監査の結果を報告していただきました。包括外部監査は、市の組織に属さない独立した立場の監査人が、市の事務をチェックするものです。

市では、報告された内容を十分検討し、適切に対処してまいります。

報告書は市ホームページでご覧いただけます。

広報ID番号 1036826

問い合わせ▶総務課☎(888)5423

監査結果の要点

- ◆補助金申請や交付手続きの多くが電子化されていないため、政府の現行システムの活用や、市や県全体の標準化された共通基盤でのシステム構築を検討すべきである
- ◆財産区を構成していた自治会などに交付している分収金について、早期に交渉を行い、速やかに廃止に向かって対応を行うべきである
- ◆スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金について、「団体運営補助」を行っているように見えるため、広告委託契約に切り替えることや、補助対象経費を定めて領収書などと照合し、実支出分のみを交付することが必要である
- ◆秋田市老人クラブ活動補助金、老人クラブ連合会各種活動補助金について、あまりにも低い加入率のクラブへの支出は、高齢者への公平なサービス提供の観点から、補助金自体の廃止や減額を含めて見直すべきではないか



秋田市の選挙啓発ポスター。デザインは、秋田公立美術大学附属高等学校の金森色音さん

不在者投票

次のような場合は、不在者投票ができません。詳しくはお問い合わせください。

- ◆入院中など〓県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中のかた
- ◆他の市町村での不在者投票〓仕事の都合などで他市町村に滞在しているかた(電子申請も利用できません)
- ◆郵便などによる不在者投票〓次の①〓
 - ③に該当するかたは、郵便で投票ができます。市選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要ですので、早めにご連絡ください。すでにお持ちのかたには、選挙の都度、投票用紙の請求書をお送りします。▶
- ①身体障害者手帳をお持ちのかた
 - 【障がいの部位と該当する等級】
両下肢・体幹・移動機能の障がい ▶1級・2級
 - 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい▶1級・3級
 - 肝臓・免疫の障がい▶1〜3級
 - *これら一定の障がいに該当しないかたでも、福祉事務所長の証明書により該当する場合があります。
- ②戦傷病者手帳をお持ちのかた
 - 【障がいの部位と該当する等級】
両下肢・体幹の障がい▶特別項症、第一項症、第二項症
 - 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい▶特別項症、第一〜第三項症
- ③介護保険被保険者証をお持ちで要介護5のかた